

平成 28 年 7 月 28 日  
九州電力株式会社

## 「地球温暖化対策のための税」の税率引き上げ分の 電気料金等への反映について

当社は、平成 28 年 4 月 1 日から「地球温暖化対策のための税」の税率が引き上げられたことを受けて、平成 28 年 10 月 1 日から税率の引上げ分を電気料金等に反映することといたしましたのでお知らせいたします。

これに伴い、ご家庭など低圧のお客さまの電気料金を定めた「特定小売供給約款」及び「離島供給約款」、「電気最終保障供給約款」、「託送供給等約款」の変更届出を、本日、経済産業大臣に行いました。

### 1 電気料金単価の見直し

#### (1) 内 容

使用電力量 1 キロワット時につき +0.06 円

#### (2) 時 期

平成 28 年 10 月 1 日ご使用分から

(注) 平成 28 年 10 月分（9 月検針日から 10 月検針日前日までのご使用分）の電気料金について、10 月 1 日前後のご使用日数の比で按分し算定します。

#### (参考 1) ご家庭（契約電流 30 A、使用電力量 300kWh）1 か月あたりの影響額

	現 行	変更後	影響額
お支払い額	6,826 円	6,844 円	18 円

(注) 消費税等相当額、燃料費調整額（平成 28 年 9 月分）、口座振替割引額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

#### (参考 2) お客さまへのお知らせ方法

8 月の検針結果お知らせ時に、ご説明資料をお配りします。

## 2 託送料金単価の見直し

### (1) 内 容

#### ① 接続送電サービス料金単価

税率引き上げによる料金単価の見直しはありません。

#### ② 離島におけるインバランス料金単価

(不足) 1キロワット時につき +0.10円

(余剰) 1キロワット時につき +0.06円

なお、その他の料金単価について税率引き上げによる見直しはありません。

### (2) 時 期

平成28年10月1日から

以 上